

# 大分県報

平成二十八年  
号外（一四二）  
十二月十九日

（月曜日）

## 目次

### 条 例

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正	一
職員の退職手当に関する条例の一部改正	二
大分県使用料及び手数料条例の一部改正	三
病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正	六
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正	六
大分県病院事業の設置等に関する条例の一部改正	六
大分県屋外広告物条例の一部改正	七
大分県立学校の設置に関する条例の一部改正	七
大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正	七
大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の制定	八
警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正	九

### ○条 例

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十八年十二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
大分県条例第三十六号

#### 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大分県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十七の項の市町村の欄中「日田市」を「中津市、日田市」に改め、「豊後大野市」の下に「由布市」を加え、同表中二十一の項を削り、二十の項を二十一の項とし、十

平成二十八年十二月十九日

九の項を二十の項とし、十八の項の次に次のように加える。

十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九十九号。以下この項中「法」という。）に基づく事務	<p>一 法第三十八条の三の規定に基づき、液化石油ガス設備工事の届出を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>二 法第八十七条第一項の規定に基づき、前号の届出を受理した旨を当該届出に係る施設又は建築物の所在地を管轄する消防長へ通報すること。</p>	各市町村
--	--	------

別表第一の二十二の項の市町村の欄中「豊後高田市」の下に「宇佐市」を加え、同表の二十五の項の市町村の欄中「津久見市」の下に「竹田市」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の二十五の項の改正規定は同年七月一日から、同表の十七の項の改正規定は同年十月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月十九日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 大分県条例第三十七号

#### 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年大分県条例第五百号）の一部を次のように改正する。

第十條第五項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五條第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七條の四第三項前段」を「第三十七條の四第三項」に改め、同條第六項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五條第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同條第十一項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九條第一項各号のいずれかに該当する行為をする者  
同條第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

大分県報号外（条例）

第十條第十五項中「規定は、」の下に「第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第五項又は第六項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これらの規定による」を「第七項又は第八項の規定により」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二條第一項に規定する職員（同條第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第五條第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二條の規定による改正前の雇用保険法第六條第一号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十條第五項又は第六項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に関する条例第七條の規定の適用については、同條第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。））前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続きいた在職期間」と、同條第二項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日である場合にあつては、零）」とする。

3 新条例第十條第十一項（第六号に係る部分に限り、同條第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び第五項において「旧条例」という。）第十條第十一項第六号の規定により広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内に旧条例第十條第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第十條第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者

となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第十條第十五項において準用する同條第十一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第十條第十一項第四号の規定による就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第十條第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第十條第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第十條第十一項第五号の規定による移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十八号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の運転免許関係事務の項中「又は中型自動車免許に係る試験」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験」に、「七、四〇〇円と」を「七、〇五〇円と」に、「又は中型自動車仮運転免許」を、「中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「三、六五〇円」を「四、〇五〇円」に、「六、六五〇円」を「六、七〇〇円」に、

一 普通自動車免許に係る再試験	一件	一、九五〇円	道路交通法第百條の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能を公安委員会	を
-----------------	----	--------	---	---

が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二、八五〇円とする。

一 準中型自動車免許に係る再試験	一件	二、〇〇〇円	道路交通法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四、六五〇円とする。
二 普通自動車免許に係る再試験	一件	一、九五〇円	道路交通法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二、八五〇円とする。

「二 大型自動二輪車免許」を「三 大型自動二輪車免許」に、「三 原動機付自転車免許」を「四 原動機付自転車免許」に、「又は中型自動車免許に係る道路交通法第九十九条の二第四項第一号イ」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る道路交通法第九十九条の二第四項第一号イ」に、「二三、四五〇円」を「二三、一〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、四五〇円」に、「又は中型自動車免許に係る道路交通法第九十九条の三第四項第一号イ」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る道路交通法第九十九条の三第

四項第一号イ」に、「一四、九五〇円」を「二四、六〇〇円」に、「免除 二、八五〇円」を「免除 二、五〇〇円」に、「大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	一時間	四、一〇〇円	に、
準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	一時間	三、四〇〇円	

普通自動車免許に係る講習	一時間	二、〇五〇円	を
準中型自動車免許に係る講習	一時間	二、一五〇円	に、
普通自動車免許に係る講習	一時間	二、〇五〇円	

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	一件	五、六〇〇円	を
---	----	--------	---

当該講習が道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、五、

<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習</p>	<p>一件</p>	<p>二、二五〇円</p>	<p>二〇〇円とする。</p>
<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)</p>	<p>一件</p>	<p>四、六五〇円</p>	<p>当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、七、五五〇円とする。</p>
<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p>	<p>一件</p>	<p>四、六五〇円</p>	<p>当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、七、五五〇円とする。</p>
<p>百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p>	<p>一件</p>	<p>二、〇〇〇円</p>	<p>当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、四、三〇〇円とする。</p>
<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)</p>	<p>一件</p>	<p>二、〇〇〇円</p>	<p>当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、四、三〇〇円とする。</p>
<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(道路交通法第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p>	<p>一件</p>	<p>二、四〇〇円</p>	<p>当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、四、三〇〇円とする。</p>

に、

限る。

特定任意高齢者講習(通常)(特定任意高齢者講習(簡易)以外の講習をいう。)

一件  
五、六〇〇円

更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者に対する講習にあつては、五、二〇〇円とする。

を

特定任意高齢者講習(通常)(特定任意高齢者講習(簡易)以外の講習をいう。)(道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)

一件  
四、六五〇円

当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、七、五五〇円とする。

に改める。

特定任意高齢者講習(通常)(特定任意高齢者講習(簡易)以外の講習をいう。)(道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)

一件  
四、六五〇円

当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、七、五五〇円とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

(経過措置)

2 次の各号のいずれかに該当する者(道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。))附則第二条第二号に規定する限定が解除された者を除く。)に対するこの条例による改正後の大分県使用料及び手数料条例(以下「新条例」という。))別表第三の運転免許関係事務の項の規定の適用については、同項中

道路交通法第九十七条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四、六五〇円とする。

とあるのは 一、九五〇円

道路交通法第九十七条の二第二項に規定する道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号)の規定による改正前の道路交通法の規定による普通自動車に相当する自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二、八五〇円とする。

と、「二、一五〇円」とあるのは「二、〇五〇円」とする。

3  
一 改正法附則第二条の規定により改正法による改正後の道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下「新法」という。))第八十四条第三項の準中型自動車免許(以下「準中型免許」という。))とみなされる改正法による改正前の道路交通法第八十四条第三項の普通自動車免許を受けている者  
二 改正法附則第五条の規定により準中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型免許を受けている者  
新法第一条第一項の更新期間が満了する日(新法第一条の二第一項の規定による運

転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日）における年齢が七十歳以上の者であつて、当該日がこの条例の施行の日から起算して六月を経過した日前であるものに対する新法第百一条の四第一項の規定により行われる講習に係る手数料については、新条例別表第三の運転免許関係事務の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十九号

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「総務省、法務省、財務省、林野庁」を「法務省」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条

例

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第七条第五項、第十七条、第二十一条第二項及び第二十二条中「情緒障害児短期治療施

設」を「児童心理治療施設」に改める。  
第三十条第二項及び第六十二条第二項中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

「第十二章 情緒障害児短期治療施設」を「第十二章 児童心理治療施設」に改める。  
第九十六条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第九十七条第一項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第四項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

第九十八条（見出しを含む。）中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。  
第九十九条から第一百三十五条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第一百五十五条第二項及び第一百六十六条第二項中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）  
第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年大分県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第三十条第二項及び第六十二条第二項の改正規定、第九十七条第四項の改正規定（「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める部分に限る。）並びに第一百五十五条第二項及び第一百六十六条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

大分県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十八年十二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十一号

大分県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大分県病院事業の設置等に関する条例（平成十七年大分県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表中「呼吸器内科」を「呼吸器内科」に、「腎臓内科」を「腎臓内科」に改める。  
呼吸器腫瘍内科」を「リウマチ科」に改める。

附則  
この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

大分県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十二号

大分県屋外広告物条例の一部を改正する条例

大分県屋外広告物条例（昭和三十九年大分県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（点検）

第十三条の二 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の規定による点検は、登録試験機関（法第十条第二項第三号イの登録試験機関をいう。以下同じ。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者が行わなければならない。

第十四条第一項中「第十六条」を「次条」に改める。  
第二十条第二項中「法第十条第二項第三号に規定する国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）を「登録試験機関」に、「その他の規則で定める資格を有する者」を「その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者」に改める。

附則  
（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、公

平成二十八年十二月十九日

布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、この条例の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後の第十三条の二第二項の規定は、適用しない。

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十三号

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

第一条 大分県立学校の設置に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表の高等学校の部の大分県立白杵高等学校の項の次に次のように加える。

大分県立海洋科学高等学校

白杵市大字諏訪二五四番地一の一

第二条 大分県立学校の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

別表の高等学校の部の大分県立別府青山高等学校の項、大分県立別府羽室台高等学校の項及び大分県立津久見高等学校海洋科学学校の項を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例中第一条の規定は平成二十九年一月一日から、第二条及び次項の規定は同年四月一日から施行する。

2 学校職員の特種勤務手当支給条例の一部改正

学校職員の特種勤務手当支給条例（昭和二十七年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条中「大分県立津久見高等学校海洋科学学校」を「大分県立海洋科学高等学校」に改める。

大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月十九日

大分県報号外（条例）

大分県条例第四十四号

大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例(平成二十年大分県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例

第一条及び第二条を次のように改める。

(設置)

第一条 青少年の心身の健全な育成を図り、社会教育の振興に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十条及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項の規定に基づき、大分県立青少年の家(以下「青少年の家」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第二条 青少年の家の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
大分県立香々地青少年の家	豊後高田市香々地五一五一番地
大分県立九重青少年の家	玖珠郡九重町大字田野二〇四番地四七

第三条を削る。

第四条中「総合センターは」を「青少年の家は」に改め、第一号から第十号までを削り、第十一号を第一号とし、第十二号を第二号とし、同条第十三号中「前各号」を「前二号」に、「総合センター」を「青少年の家」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第三条とする。

第五条中「総合センター」を「青少年の家」に、「センター長」を「所長」に改め、同条を第四条とする。

第六条の見出し中「青少年の家の」を削り、同条第一号中「及び高等学校(特別支援学校の小学部、中学部及び高等部を含む。)」を「、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(小学部、中学部及び高等部に限る。)」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「総合センター」を「青少年の家」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「総合センター」を「青少年の家」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「総合センター」を「青少年の家」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「総合センター」を「青少年の家」に改め、同条を第九条とする。

第十一条を第十条とする。

第十二条中「総合センター」を「青少年の家」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条中「総合センター」を「青少年の家」に改め、同条を第十二条とする。

(大分県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 大分県立図書館の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年大分県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(業務)

第三条 図書館は、次に掲げる業務を行う。

一 法第三条各号に掲げる業務

二 社会教育に関する講座の開設及び研修の実施

三 県民の社会教育における学習活動に関する相談その他の支援の実施

四 前三号に掲げる業務のほか、図書館の目的を達成するために必要な業務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

2 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の大分県立社会教育総合センターの項を削り、同表の大分県立社会教育総合センター香々地青少年の家の項中「大分県立社会教育総合センター香々地青少年の家」を「大分県立香々地青少年の家」に改め、同表の大分県立社会教育総合センター九重青少年の家の項中「大分県立社会教育総合センター九重青少年の家」を「大分県立九重青少年の家」に改める。

大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月十九日

大分県条例第四十五号

大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第一条 埋蔵文化財（出土品を含む。以下同じ。）の調査研究及び保存を行うとともに、その活用を図り、もって教育、学術及び文化の発展に寄与するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十条及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の規定に基づき、大分県立埋蔵文化財センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第二条 センターは、大分市牧緑町一番六十一号に置く。

(事業)

第三条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- 一 埋蔵文化財に関する専門的な調査研究を行うこと。
- 二 埋蔵文化財の保存及び活用に関すること。
- 三 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関すること。
- 四 埋蔵文化財に関する知識を普及し、及び啓発すること。
- 五 前各号に掲げる事業のほか、センターの目的を達成するために必要な事業

(職員)

第四条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

(損害賠償)

第五条 センターの施設、設備又は出土品その他埋蔵文化財に関する資料を損傷し、又は滅失した者は、教育委員会の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十六号

警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域条例（昭和二十九年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則

この条例は、平成二十九年一月七日から施行する。

平成二十八年十二月十九日

大分県報号外（条例）